

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営の基本方針としております。

これらの実現のためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、更にこの機能を充実させることが肝要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言】

独立した諮問委員会は設置しておりませんが、重要な事項である取締役の指名、報酬について取締役会決議に先立ち、社外取締役(監査等委員含む)へ個別説明し、適切な助言を得ております。従いまして、指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性は担保されているものと考えております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者または会計士・税理士・弁護士などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。

提出日現在において女性取締役は不在ですが、ジェンダーや国際性といった多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会では、法令に定められる事項及び業務執行に係る重要事項等が適宜報告され決定しており、議論や発言内容、審議における十分な時間の確保等から、現行の取締役会の実効性は確保されていると判断しており、現時点においては、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、経営戦略上重要な業務提携・資金調達・仕入等に必要となる企業の株式を保有する場合がありますが、同株式の保有については、関連する取引や配当金による収益及び株式保有コスト等を定量的に検証することにより、保有先企業の収益性と安定性を精査し、中長期的な経済合理性や将来の見通しの視点より保有の適否を毎年検証し、取締役会に報告しております。

検証の結果、保有に適さないと判断した株式は、売却を行うなど政策保有株式の縮減に努めております。

また、議決権行使は発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、当社の持続的な成長と経営戦略実現に資するものであるかを個別に判断し、適切に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役及び従業員と当社との取引に関しては、その規模や重要性に応じて、財務・会計・税務・法務などの観点から審査を経た上で実施しております。

また、取締役については、当社との取引のほかに競業取引など、取締役による利益相反取引についても、法令に従い取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告しており、更に、毎年定期的に関連当事者間取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、ゼンリン企業年金基金が年金資産の管理・運用を執行しております。

ゼンリン企業年金基金では理事会・代議員会の承認を得た「年金資産運用の基本方針」と「政策アセットミックス」に基づき、運用受託機関の選定を行い、「運用ガイドライン」に基づいた運用管理を行っております。その運用状況はスチュワードシップ活動を含め四半期に一度の定例運用報告会にてモニタリングしております。

また、代議員会は人事・経理・財務各部門より当該機能の専門性を持った者及び従業員代表で構成されており、専門性及び受給者保護の観点から健全に年金資金の運用が確認できる体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 経営理念や経営戦略、経営計画

当社のホームページにおいて、企業理念、中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2025」(以下、ZGP25)を掲載しておりますのでご参照ください。(<https://www.zenrin.co.jp/company/ir/management/zgp25/index.html>)

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書Iの1.「基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

当報告書IIの1.「機関構成・組織運営等に係る事項」【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】をご参照ください。

() 取締役の選解任に関する方針と手続き

当報告書IIの2.(3)「取締役候補の指名と代表取締役の選解任について」をご参照ください。

() 取締役の選解任にあたっての個々の説明

取締役の個々の選解任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご参照ください。
(<https://www.zenrin.co.jp/company/ir/stock/meeting/index.html>)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、2016年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会では、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。それ以外の重要な業務執行の決定については、当社定款において取締役に委任できる旨の規定を設けております。具体的には、代表取締役及び業務執行取締役で構成する経営会議を開催し、取締役会の付議案件、取締役会の専決事項を除く経営の重要事項など「経営会議規程」に定める事項を審議、決定しております。

なお、「経営会議」での決定及び協議内容を含む、業務執行状況については、取締役会において担当取締役より報告を受けることにより、取締役の職務執行を監督しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、会社法に定める社外取締役の範囲、並びに金融商品取引所が定める独立性基準に従い、在任期間と独立性の関係を適宜検証し、独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

社外取締役をはじめ、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の兼任については、法令上の適切性の確認に加え、兼任先の業務内容・業務負荷等を確認の上、取締役としての職務を適切に遂行できると考えられる範囲に限り、取締役会の決議により決定しており、重要な兼職については、毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社は、取締役の職責を果たすために必要な知識・経験・能力を有する者を取締役として選任しており、社外取締役を含む新任取締役に對しては、当社の事業概要の説明、主要拠点の見学等を実施し、当社に関する知識の習得を支援するほか、各取締役が、それぞれの役割及び責務について理解を深めるために必要な社外研修・講習会等への参加を支援することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主に経営方針や事業活動を正しく理解していただき、建設的な対話を促進するため、IR・財務を統括する執行役員を指定し、担当部門を設置しており、正確でわかりやすい企業情報を、公平かつ迅速に発信、対話することに努めております。

また、株主構成の把握に努め、代表取締役による各種説明会や国内外の投資家訪問の実施、地図データベース整備工程の見学対応などを行い、その結果は定期的に経営陣幹部及び取締役会に報告しております。

なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社サンワ	5,271,088	10.01
トヨタ自動車株式会社	4,272,000	8.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,600,300	4.94
株式会社西日本シティ銀行	2,295,450	4.36
ゼンリン従業員持株会	2,272,774	4.31
大迫ホールディングス株式会社	1,895,100	3.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,807,000	3.43
大迫 キミ子	1,351,420	2.56
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 385576	1,296,550	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	920,200	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(注) 1. 上記外国人株式保有比率、大株主の状況、及び下記補足説明は全て2019年3月31日時点の情報です。

2. 前事業年度末では主要株主でなかった有限会社サンワは、当事業年度末現在では主要株主となっております。

3. 当社は自己株式(4,669,232株)を所有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。

また、割合は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式356,755株は含めておりません。

4. 2018年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、並びにアセットマネジメントOne株式会社が、2018年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が

記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。所有株式数には新株予約権付社債券の所有に伴う所有潜在株式の数が含まれております。

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	64,718株	0.11%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	375,000株	0.65%
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,440,700株	4.26%
合計		2,880,418株	5.02%

5. 2018年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、ノムラ セキュリテーズ インターナショナル、並びに野村アセットマネジメント株式会社が、2018年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。所有株式数には新株予約権付社債券の所有に伴う所有潜在株式の数が含まれております。

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,208,592株	3.71%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	628,186株	1.05%
ノムラ セキュリテーズ インターナショナル	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	0株	0%
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	545,000株	0.95%
合計		3,381,778株	5.46%

6. 2018年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、JPモルガン証券株式会社、並びにジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが、2018年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	3,404,300株	5.94%
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント ・マネージメント・インク	アメリカ合衆国10017ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー 270	112,600株	0.20%
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	5,300株	0.01%
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー ・ウォーフ、バンク・ストリート25	18,850株	0.03%
合計		3,541,050株	6.18%

7. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が、2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,775,049株	3.10%
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,216,250株	2.12%
合計		2,991,299株	5.22%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
塩次 喜代明	学者													
磯田 直也	弁護士													
新海 一郎	他の会社の出身者													
柴田 祐二	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩次 喜代明			-	経営学の専門家として、独立した立場より当社経営全般に対して提言することにより、当社取締役会での意思決定における客観性、公正性が高まり、コーポレート・ガバナンスがより一層強化できるものと考えております。 同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

磯田 直也		-	<p>弁護士として企業法務の専門的な知識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。</p> <p>同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
新海 一郎		-	<p>前職で取締役、監査役を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。</p> <p>同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
柴田 祐二		-	<p>公認会計士、税理士として企業会計、税務に関する専門的な知識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。</p> <p>同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査室内に専任スタッフを配置しております。当該使用人は、監査等委員会の業務を補助する事項に関しては、監査等委員会の指揮命令により職務を遂行しており、当該使用人の人事異動は、監査等委員会と事前に協議を行います。また、当該使用人に対する取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び業務執行者からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と四半期毎に定期会合を開催し、会計監査人から会計監査計画とその実施状況の報告を受けるとともに、監査上の留意事項についての意見交換を行っております。また、この定期会合には、監査室長も同席し情報共有を図るとともに、内部監査の実施状況及び内部統制の整備・運用状況を報告し、会計監査人と監査室の相互連携を図っております。

監査等委員会と監査室は、原則として毎月連絡会を開催し、監査等委員会は、監査室から内部監査の実施状況及び内部統制の整備・運用状況の報告を受けるとともに、監査室の代表取締役社長に対する監査報告会に出席し、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度につきましては、当報告書IIの1.「機関構成・組織運営等に係る事項」[取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書による開示内容は、次のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	うち固定報酬 (百万円)	うち賞与 (百万円)	うち役員株式給付引当金繰入額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
取締役(監査等委員 及び社外取締役を除く)	251	133	105	13	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	4	4	-	-	1
社外取締役(監査等委員を除く)	5	4	-	0	1
社外取締役(監査等委員)	17	15	-	1	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
 500百万円以内(うち社外取締役30百万円)
 (2016年6月17日 第56回定時株主総会決議)
 監査等委員である取締役
 200百万円以内
 (2016年6月17日 第56回定時株主総会決議)
 また、上記報酬限度額とは別枠で、2016年6月17日開催の第56回定時株主総会に基づき、役員株式給付信託(BBT)を導入しております。
 3. 報酬等の総額には、2018年6月15日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 4. 取締役賞与は、取締役6名に対するものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、当社グループのステークホルダーの利益に連動させつつ、当社グループの企業価値向上による社会貢献を図るため、各取締役が委託された業務遂行に邁進できる一定水準の生活基盤を保証するものといたします。更に、一層のモチベーション向上を図るとともに、委託したミッションを遂行し得る人材を継続的に確保することを目的として支給しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬制度については、社外取締役(監査等委員を含む。)への事前説明を経て、取締役会にて協議決定しております。その報酬は、固定報酬、賞与(年次インセンティブ報酬)、株式報酬から構成され、固定報酬及び賞与は取締役報酬規程に基づき現金にて、株式報酬は役員株式給付規程に基づき当社株式等にて支給しております。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と株式報酬であり、固定報酬は取締役報酬規程に基づき現金にて、株式報酬は役員株式給付規程に基づき当社株式等にて支給しております。

なお、取締役報酬規程及び役員株式給付規程につきましては、取締役会にて定めております。

(1) 固定報酬

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の固定報酬は、当社連結上の利益水準や企業規模をベースとして、国内の上場企業の取締役報酬水準と相対的に比較検討し、取締役会及び監査等委員会にて役員毎に規定の上、決定しております。

なお、経営環境等の変化が生じた場合は適時適切に見直しを行います。

(2) 賞与(年次インセンティブ報酬)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賞与は、目標達成度に対する実績還元、一層のモチベーション高揚を目的として、年度当初に公表した連結営業利益目標の達成率を指標とする業績連動報酬としており、その総額を公表しております。

賞与の算定方法は、使用人兼務取締役以外の取締役は、連結営業利益の65%もしくは親会社株主に帰属する当期純利益のいずれか低い方に、連結営業利益目標達成率(上限値150%、下限値0%)と役員別係数を乗じた額としております。使用人兼務取締役は、連結営業利益の65%もしくは親会社株主に帰属する当期純利益のいずれか低い方に、連結営業利益目標達成率(上限値150%、下限値0%)を乗じ、さらに役員別係数の1/2と個人の業績評価係数の合計値を乗じた額としております。

社外取締役及び非常勤取締役については、賞与は支給していません。

なお、当連結会計年度における指標の実績は、連結営業利益58億円、親会社株主に帰属する当期純利益32億円となりました。従いまして、賞与につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を算定の基礎としております。

(3) 株式報酬

当社は、株式報酬として役員株式給付信託(BBT)を導入しております。

取締役の株式報酬は、取締役の報酬と当社の中長期業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業務執行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が中長期的な業績の向上と企業価値の拡大に貢献する意識を高めること、業務非執行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が、監査又は監督を通じた企業価値の拡大に貢献することを目的として、連結営業利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の達成率を指標としております。

当社が定めた役員株式給付規程に基づき、各事業年度に関して、ポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の当社株式等を給付することとしております。

ポイントの算定方法は、業務執行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、役位に応じた基準ポイントに、予め合意した中長期経営計画の各事業年度の連結営業利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成率のいずれか低い方を基準とした業績連動係数を乗じたポイントを付与することとしております。業務非執行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役は、役位に応じた基準ポイントを付与することとしております。ただし、予め合意した各事業年度の連結営業利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成率50%未満である場合は、ポイントの付与は行わないこととしております。

なお、当連結会計年度における指標の実績は、上述の「(2) 賞与(年次インセンティブ報酬)」に記載のとおりであり、株式報酬につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成率を基準として使用し、ポイントを付与してあります。

(4) その他

当社は、2006年6月23日開催の第46回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する打ち切り支給を決議いただいております。なお、支給時期は制度廃止時に在任していたそれぞれの役員の退任時としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務を補助する担当者を置き、業務遂行のサポートを行っております。

監査等委員である社外取締役の職務の実効性を確保するため、監査等委員会の活動を補助する専任スタッフを配置しております。

また、取締役会の開催に際しては、事前に資料を配付することにより、起案部署への内容確認や取締役会事務局へ質問を求める等、議案に対する意見表明ができる環境を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
原田 康	相談役	地域貢献を目的とした経済団体等の役員及び他の会社の社外役員として活動	非常勤 報酬有	2011/03/31	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役の契約、報酬額については、代表取締役の協議により決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行等について

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む12名の取締役で構成され、原則として月1回、また必要に応じて随時開催し、各部門及び国内外の子会社より付議・報告された経営上の重要な事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

取締役会構成メンバーと、個々の役員の出席状況(2018年4月～2019年3月)は以下のとおりです。

役職名	氏名	取締役会出席状況
取締役会長	大迫 正男	100% (16回/16回)

代表取締役社長	高山 善司	100% (16回/16回)
代表取締役副社長	網田 純也	87% (14回/16回)
取締役常務執行役員 生産統括本部長	山本 勝	100% (13回/13回)
取締役常務執行役員 事業統括本部長	藤沢 秀幸	100% (13回/13回)
取締役常務執行役員 本社統括本部長	松尾 正実	100% (13回/13回)
取締役	大迫 益男	100% (16回/16回)
取締役	清水 辰彦	93% (15回/16回)
取締役	塩次 喜代明	100% (16回/16回)
取締役(監査等委員)	磯田 直也	100% (16回/16回)
取締役(監査等委員)	新海 一郎	100% (13回/13回)
取締役(監査等委員)	柴田 祐二	100% (13回/13回)

取締役会の出席状況に記載の取締役会の総回数は、就任時期により取締役毎に異なります。

取締役会に加えて、迅速かつ効率的な業務運営を行うため、代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役で構成する経営会議を月1回開催し、取締役会の付議案件の審議、取締役会の専決事項を除く経営の重要事項を決定しております。

更に、2019年4月より経営会議と同一メンバーによる、情報のデータベース化に係る事項を審議するDB化審議会、商品・サービスの市場投入に係る事項を審議する商品化審議会を月1回開催し、経営会議及び各審議会における審議事項を取締役に報告することで、効率的に意思決定ができる体制を整えております。また、当社は半期毎に、業務執行取締役、執行役員及び子会社の代表が、各々の業務遂行状況を取締役会メンバーに報告することにより、業務執行の状況を確認できる体制を整えております。

なお、当社はスタッフ部門として、以下の組織を業務執行の監査・監督強化のために設置しております。

総合企画室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として経営戦略と広報に関する業務を主管する総合企画室を設置しております。経営戦略担当は当社及び企業グループの経営方針・経営戦略の策定及び進捗の統括をしております。また、広報担当は当社及び企業グループのブランディングや広報・広聴活動に関する方針策定と実行を統括しております。当報告書提出日現在18名が従事しております。

経営管理・IR部

当社及び企業グループの経営管理業務を統括する機能として、当社並びにグループ各社の経営状況を管理統括するとともに、効果的なIR活動を通じてステークホルダーとの円滑かつ良好な関係を築くことを目的として設置しております。当報告書提出日現在18名が従事しております。

情報システム室

財務報告に係る内部統制のうち、IT統制に関する運用及び推進を行っております。当報告書提出日現在31名が従事しております。

監査室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室(内部監査部門と内部統制部門の相互連携を図るため、両部門を監査室に所属させております。)を設置しております。監査室は、財務報告に係る内部統制に関わる業務の運用状況の点検・確認のほか、業務全般の品質向上、事故の未然防止を目的に、当社及び連結子会社の内部監査を実施しており、当報告書提出日現在14名が従事しております。

内部監査は、年間の監査方針及び基本計画からなる基本計画書、並びに基本計画書に基づいて作成する実施計画書に従い、実地監査によって行っております。監査の結果については、速やかに代表取締役社長へ報告するとともに、監査報告会(四半期毎開催)においても報告しております。また、適宜改善を要請し、改善状況を確認するとともに、必要に応じて別途フォローアップ監査を実施することで、確実に業務が改善できるよう体制を整えております。

(2) 監査等委員会監査、会計監査等について

1) 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等の基準を定め、これらに基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用者から報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めることにより、内部統制システムの構築・運用状況に関する監査体制の充実を図っております。また、業務執行状況や連結子会社の管理状況に関する監査についても、会計監査人及び内部監査部門と適宜連携を図ることで、実効性の確保に努めております。

監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等の基準に基づき監査を行い、監査において発見した問題点等については、代表取締役社長と適宜協議を行い是正を図っております。

なお、監査等委員である取締役(社外)柴田祐二は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 会計監査の状況

有価証券報告書による開示内容は、次のとおりであります。

・監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

・業務を執行した公認会計士

監査責任者 公認会計士 竹之内 高 司
公認会計士 室 井 秀 夫

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、公認会計士試験合格者1名及びその他の者7名

・監査法人の選定方針と理由

当社は、以下の選定基準等に基づき検討し、監査等委員会の承認決議により会計監査人になるべき監査法人を選定しております。

() 選定基準

a. 株主の負託に応え、監査法人としての職務を適切に遂行できること。

- b. 当社の事業内容を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の経営の健全性確保に貢献することが期待できること。
- c. 監査等委員会監査との連携の重要性を認識し、監査等委員と適切なコミュニケーションがとれること。
- d. 日本公認会計士協会が定める上場会社幹事事務所登録制度に登録し、企業会計審議会が定める監査に関する品質管理基準を満たす監査法人であること。
- e. 次項()に定める欠格事由に該当しないこと。

()欠格事由

- a. 反社会的勢力との関係が認められる。
- b. 会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当する。
- c. 会計監査人の職務執行に影響を及ぼす特別の利害関係がある。

また、当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。当社の監査等委員会は、監査法人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、監査法人の解任を検討します。そのほか監査法人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために監査法人の変更が妥当であると判断される場合、監査法人の解任又は不再任について検討します。

当社は、以上の選定方針を踏まえ、適正な会計監査が期待できると判断し、当事業年度において上記監査法人を会計監査人として選定しております。

・監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、品質管理体制、監査の方法等、予め定めている評価基準について監査法人の評価を行い、上述の「監査法人の選定方針と理由」に記載した解任又は不再任の検討において考慮しております。

3) 監査報酬の内容等

・監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	47	4	41	-
連結子会社	9	-	10	3
計	56	4	51	3

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度については社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、当連結会計年度については財務等に関する調査業務であります。

なお、本表の金額以外に、当社において前連結会計年度に係る監査証明業務に基づく報酬の追加報酬として当連結会計年度中に支出した額が2百万円あります。

・監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトグループ)に対する報酬(上述の「監査公認会計士等に対する報酬」を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	3	14	3	7
連結子会社	-	11	-	9
計	3	26	3	17

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度については主として財務・税務デューデリジェンスに係る業務等であり、当連結会計年度については主として海外支店に係る税務アドバイザリー業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに主として海外子会社に係る税務申告補助業務等であります。

・その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(3) 取締役候補の指名と代表取締役の選解任について

(取締役候補の指名方針及び指名手続き)

取締役候補は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は各事業や喫緊の課題に精通した内部昇格者から、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して指名しております。

監査等委員候補については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査を公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていることなどを踏まえ、指名しております。

取締役候補の指名手続きは、取締役会決議に先立ち、社外取締役(監査等委員含む)へ個別説明し、適切な助言を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

監査等委員候補については監査等委員会での同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

(代表取締役の選解任の方針及び手続き)

代表取締役は、変化が速く不確実な経営環境において、当社グループの継続的な変革・成長を実現するための戦略的思考、変革を促すビジョン構築と実行力、従業員が能力を発揮できる環境構築など、経営者に求められる資質を備えていること、中長期経営計画に基づく単年度業績の達成及び戦略の遂行状況などを考慮し、適正を判断したうえで、取締役会にて協議決定しております。

(後継者育成)

当社グループの継続的な変革・成長をリードする次世代経営者育成を目的に育成プログラムの計画を策定し、選抜された従業員を対象に、社内・社外研修を実施しております。また取締役による、同プログラムの評価、モニタリングを実施しております。

(4) 責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、2016年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て定款を変更し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)に対する同法第423条第1項の損害賠償責任の限定に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、2016年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員が取締役として、経営の重要な事項について取締役会で議決権を行使できることや、業務執行取締役の業務執行状況を監視・監督し、その選解任及び報酬について株主総会で意見を述べるができることなど、監査等委員の法律上の機能を活用することにより、取締役会の経営陣に対する監督機能が一層高まると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しております。第59回定時株主総会は、2019年6月14日に開催し、招集通知は21日前の5月24日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け2019年5月20日に当社ホームページ、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォーム及びTDnet(東京証券取引所)に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は集中日を回避し、早期に設定しており、第59回定時株主総会は2019年6月14日に開催いたしました。また、会場は出席者の利便性を考慮し、交通の便の良いターミナル駅周辺とすることで、より多くの株主にご参加いただけるように配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月開催の株主総会より、書面による議決権行使に加えて、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることにより、議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月開催の株主総会より、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しており、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(要約)は、日本語版と同日の2019年5月20日に当社ホームページ、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォーム及びTDnet(東京証券取引所)に掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IR活動の基本姿勢、情報開示の基準・方法、活動自粛期間等を定め、当社ホームページ「株主・投資家の皆様へ」に掲載しております。 (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/irpolicy/index.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算後・期末決算後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、代表者が決算概要や経営戦略等について説明しております。 また、説明会の内容、配布資料、質疑応答記録等を、当社ホームページ「株主・投資家の皆様へ」に掲載しております。 (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/library/materials/index.html)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「株主・投資家の皆様へ」 (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/index.html) を開設しております。 その中で、経営方針や中長期経営計画、主要な経営指標の推移、決算資料、有価証券報告書等を掲載しております。 また、当社の沿革や事業概要などをわかりやすく紹介した「ゼンリン早分かり」や、よくある質問事項をまとめたFAQの掲載など、当社への理解を深めていただくため、情報の充実とタイムリーな提供に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRに関する実務上の担当部署であるコーポレート本部 経営管理・IR部に担当者を配置しております。	

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人投資家に向けた取り組み 年2回、株主通信「株主のみなさまへ」を送り、当社の活動状況を定期的にお知らせしております。また、個人投資家向けIRイベントへの出展や、当社の業務を体験していただくワークショップの開催など、継続したコミュニケーションと当社への理解を深めていただく取り組みを実施しております。 ・機関投資家に向けた取り組み 定期的説明会に加え、適宜、個別面談、電話会議を実施している他、証券会社主催のカンファレンス等に参加しております。 ・海外投資家に向けた取り組み ホームページ内に英語サイトを開設し、中長期経営計画及び決算資料の英語版を掲載しております。(https://www.zenrin.co.jp/english/index.html) また、適宜、電話会議の実施や、証券会社主催の海外でのカンファレンスに参加しております。
-----	---

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの円滑かつ良好な関係を築き、事業活動を通じて社会への貢献ができることを目指しております。これらを当社の経営方針として、「経営方針管理規程」の前文に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、求められる企業の社会的責任を果たすべく、主管部署を総務部として、省資源、省エネルギー、グリーン購入等を実施し、環境に配慮した事業活動を行っております。なお、当社並びに当社製品の印刷を担う連結子会社である株式会社ゼンリンプリンテックスにおいて、国際標準の環境マネジメントシステムであるISO14001を取得し、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、事業活動に関わる各種の情報について積極的な開示を行うことを基本方針としております。 この方針に基づき、適時開示の体制を整備し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)基本的な考え方

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じ、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。当社グループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行い、「情報を地図化する世界の企業」となることを目指しております。

このような当社の経営方針に基づき、継続的な企業価値の向上を図るため、当社は、法令違反及びその他事業活動によって生じる様々なリスクを的確に把握するとともに、それらのリスクを適切にコントロールし、業務の適正性を確保する観点から、次のとおり内部統制システムを整備しております。

当社は、このような内部統制システムの整備及びその実効性を確保することが、株主、取引先、地域社会その他のステークホルダーの信頼の源泉であり、企業経営の基本であると位置づけております。

(2)整備の状況

1)コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章・行動基準を定めるとともに、取締役の中からリスク・コンプライアンス管理責任者を選任し、その者を委員長としたCSR委員会を設置して、各本部・各部門にわたる全社的なコンプライアンス管理体制の整備を図り、その啓発活動等を行っております。

なお、コンプライアンス状況のモニタリング、内部通報者の保護を目的として内部通報窓口を社内及び社外に設置しております。内部通報窓口にて受け付けた通報事実は、通報者の地位の保護及びプライバシーに配慮した上で、その真偽を調査するとともに、真実であった場合には是正措置を実施し、必要に応じて情報開示委員会での審議を経て情報の適時開示を行うこととしております。また、内部通報者に対し、内部通報をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行ってはならないと定めております。

2)リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業活動に関連する内外の様々なリスクを統合的かつ適切に管理するため、リスク管理の方針をリスク管理規程に定めるとともに、CSR委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し、各本部・各部門にわたる全社的なリスク管理体制を構築しております。

このような管理体制のもと、各部門は、毎年1回各々所管する業務に関連するリスクの抽出及び特定、優先度の設定、並びにその予防・軽減策及び活動計画をリスク管理部会に報告し、その承認を得て活動しております。

また、リスクが顕在化し緊急事態が発生した場合には、適宜、リスク管理部会を招集の上、対策本部を設置し、事業継続計画(BCP)、危機管理マニュアル及び防災マニュアルに従って迅速に対応するとともに、必要に応じて情報開示委員会の審議を経て、情報の適時開示を行うこととしております。なお、その実効性を向上させるため、関係者に対し、危機管理に係るトレーニングを実施しております。

3)情報管理体制の整備の状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、適切な取扱と漏洩・紛失・改ざん等のリスクに対応するため、情報管理基本規程、その他の規程及びマニュアルを定め、情報セキュリティ管理責任者を選任し情報管理体制を整備するとともに、定期的に様々な情報セキュリティ教育を実施しています。

4)財務報告に関する統制

当社は、財務報告に係る内部統制の実効性を確保し向上させるため、体制を整備し、運用の定着を継続的に図っており、会計処理に関する諸規程や運用ルールの制定、評価システムの整備及び関連する情報システムの高度化に取り組んでおります。

また、当社決算業務に関して会計監査人と協議を行う場として、決算直前に「決算方針検討会」を、決算後には「決算報告会」を開催し、会計監査人との意見交換や対応策の検討及び協議を行っております。

5)子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に対する管理の適正化を図ること等を目的として関係会社管理規程を定め、必要に応じて当社取締役会に付議・報告しております。また、子会社の代表より半期毎に業務や事業計画の進行状況を当社取締役会メンバーに報告し、その状況を把握しております。また、当社の監査室は、子会社に対して定期監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定めております。

このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識のもと、以下のとおり、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組んでおります。

(2)整備の状況

当社は、「企業行動憲章」において、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定めるとともに、具体的な行動基準を定め、社内に周知しております。

1)対応統括部署及びマニュアル等の整備

総務部を対応統括部署として専任スタッフを配置するとともに、適切かつ迅速な対応を図るため、マニュアル等の整備に努めております。

2)外部の専門機関との連携及び情報収集・啓発活動

暴力追放運動推進センター、企業防衛対策協議会、その他反社会的勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集及び適切な対応のための啓発に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

(1)基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じ、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。当社グループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行い、「情報を地図化する世界の企業」となることを目指しております。また、株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

当社グループを取り巻く環境は、AI・ビッグデータ・5G・CASE・クラウドサービスなどの技術進展により目まぐるしく変化しており、位置情報ニーズの高まりと共にユーザーの多様な要求への対応が求められております。このような環境の変化に素早く対応し、今後も社会インフラである地図情報を創造し、利活用できる環境を提供し続けることで、持続的成長を実現するため、新たな中長期経営計画ZGP25(2020年3月期～2025年3月期)を策定いたしました。ZGP25では、「ネットワーク社会における「量と質」の最適化」を基本方針に掲げ、コト・モノ・ヒトが複雑になる現代社会において、当社グループが保有している位置情報や一般に流通している情報の「量と質」を最適化し、利活用することで新たな価値を創造いたします。

当社グループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような経営理念や中長期経営計画に基づきコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、当社グループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。当社の経営においては、前述のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、当社グループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

(2)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をしております。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取り組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取り組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

(1)当社の企業理念及び適時開示に係る基本方針

当社グループは、住宅地図情報を基盤として各種地図及び地図データを提供しております。その性質上、当社グループの事業は、経済・社会と密接なつながりを持ち、高い公共性を有していることから、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を遂行するにあたっては、お客様をはじめ株主・投資家及び社会全般からのゆるぎない信頼が不可欠であると考えております。

こうした認識のもと当社は、企業理念として、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を掲げ、当社グループの担う社会的役割を、全役職員が十分に認識するとともに、入社研修や管理職研修など社内で行われる諸研修や会議等の場において、常に本理念を共有するよう努めております。

会社情報の適時開示に関しても、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分に果たすとともに、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様からの確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、社内規程として「会社情報適時開示規程」を定め、個々の会社情報が投資判断等へ与える影響について、重要性の判断を逐次行うための専門組織として「情報開示委員会」を設置するなど社内体制やプロセスの整備・充実を図り、適時開示規則及び関連諸法令等に基づいた、適時適切な情報開示に努めております。

(2)適時開示に係る当社の社内体制の状況

1)情報開示委員会

当社は、会社情報の適時開示に係る社内体制として、上記の基本方針を具体的に実践する中心的機関として、「情報開示委員会」を設置しております。

当委員会には、当社及び子会社各社に分散する種類及び特性の異なる情報について、各担当部門が迅速かつ網羅的に収集し、適時開示規則及び関連諸法令等により情報開示の検討を要すると判断された情報が集約されます。

当委員会は、代表取締役社長を最高責任者(委員長)とし、情報管理責任者(実務責任者)であるコーポレート本部長を中心に、各種の情報に精通した関係部門長(総合企画室長、総務人事本部長、経理部長、経営管理・IR部長)から委員が構成されており、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、投資家の皆様にとっての有用性も考慮した任意開示の是非を含めて、当社の情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議を行います。その結果、情報開示が必要と判断した場合には、タイミング・方法等の検討も経て、決定事実・決算情報の場合は、取締役会への報告・承認の後、発生事実の場合は、最高責任者(委員長)である代表取締役社長の承認をもって、情報開示を行います。(発生事実の場合、取締役会へは事後報告とする場合があります。)

なお、当委員会は、情報管理責任者が当該情報の種類・特性に応じて、適宜オブザーバーを指名して参加させることにより、的確な検討を行うことのできる体制づくりに留意しております。

2) 情報開示プロセス

a. 適時開示に係る社内教育

当社は、「(1)当社の企業理念及び適時開示に係る基本方針」を、社内ホームページに掲載するほか、社内規程として「情報管理規程」「内部情報及び内部者取引管理規程」「会社情報適時開示規程」を定め、更に、適時開示に係る基本方針をはじめとした当社の体制については、グループ各社を含めた役職員に対して、適宜教育・研修の機会を設け、各種情報の取扱いに関し、当該情報の管理及び漏洩、不正使用の防止、適時開示の体制及び方法等に関する基本ルールの周知徹底を図っております。

b. 情報収集

当社は、情報開示にあたり、検討対象情報の迅速かつ網羅的な収集のために、当社内では統括本部長・本部長・室長、子会社各社においては子会社各社長あるいは子会社各社長が指名する者を部門情報管理者と位置付け、情報集約担当部署への伝達を行う体制としております。

なお、情報の種類及び特性を考慮し、情報集約担当部署は以下のように定めております。

また、情報集約担当部署は日常的に相互連携しており、情報の鮮度を保ち、精度の向上に努めております。

<各情報集約担当部署における役割>

経営管理・IR部 ... 主に当社における決定事実及びグループ各社に関する適時開示に関連するあらゆる情報の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

経理部 ... 主に当社の決算情報、及び当社の債権・債務等に係る発生事実の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

総務部/経営管理・IR部 ... 主に当社における経理部所管以外の発生事実の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

また、経営管理・IR部を情報開示委員会事務局として、当社の適時開示に係る業務の統括、諸体制の整備を行う。

c. 適時開示に係る分析・判断

当社各部門及び子会社各社から情報集約担当部署に集約された情報は、各情報集約担当部署において、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、また任意開示の是非も考慮した上で、情報開示の検討を要すると判断したものについて情報開示委員会の事務局である経営管理・IR部に伝達されます。

当委員会事務局は、情報管理責任者の指示に基づき、速やかに当委員会を招集し、伝達された情報について、上記「1)情報開示委員会」に記載のプロセスを経て情報開示に関する審議を行います。

d. 公表手続き

情報開示が決定した情報は、当該決定に基づいた方法及び時期に、経営管理・IR部より証券取引所への開示を行うとともに、経営管理・IR部からの連絡に基づき、総合企画室が、記者クラブへの情報開示及び社内外ホームページへの当該情報の公開により、株主・投資家を含むステークホルダーに対し、公平かつ迅速に情報開示を行います。

3) 適時開示に係るモニタリング

当社は、社内各部門の業務運営について、監査室が定期的に監査を行う体制となっております。

会社情報の適時開示については、情報開示委員会事務局(経営管理・IR部)に対して、適時開示規則、関連諸法令及び「会社情報適時開示規程」等に基づいた適時・適切な会社情報の開示が行われているかについても内部監査の対象としており、その結果について監査報告書を作成の上、代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項に関してはその指示を行うこととしております。

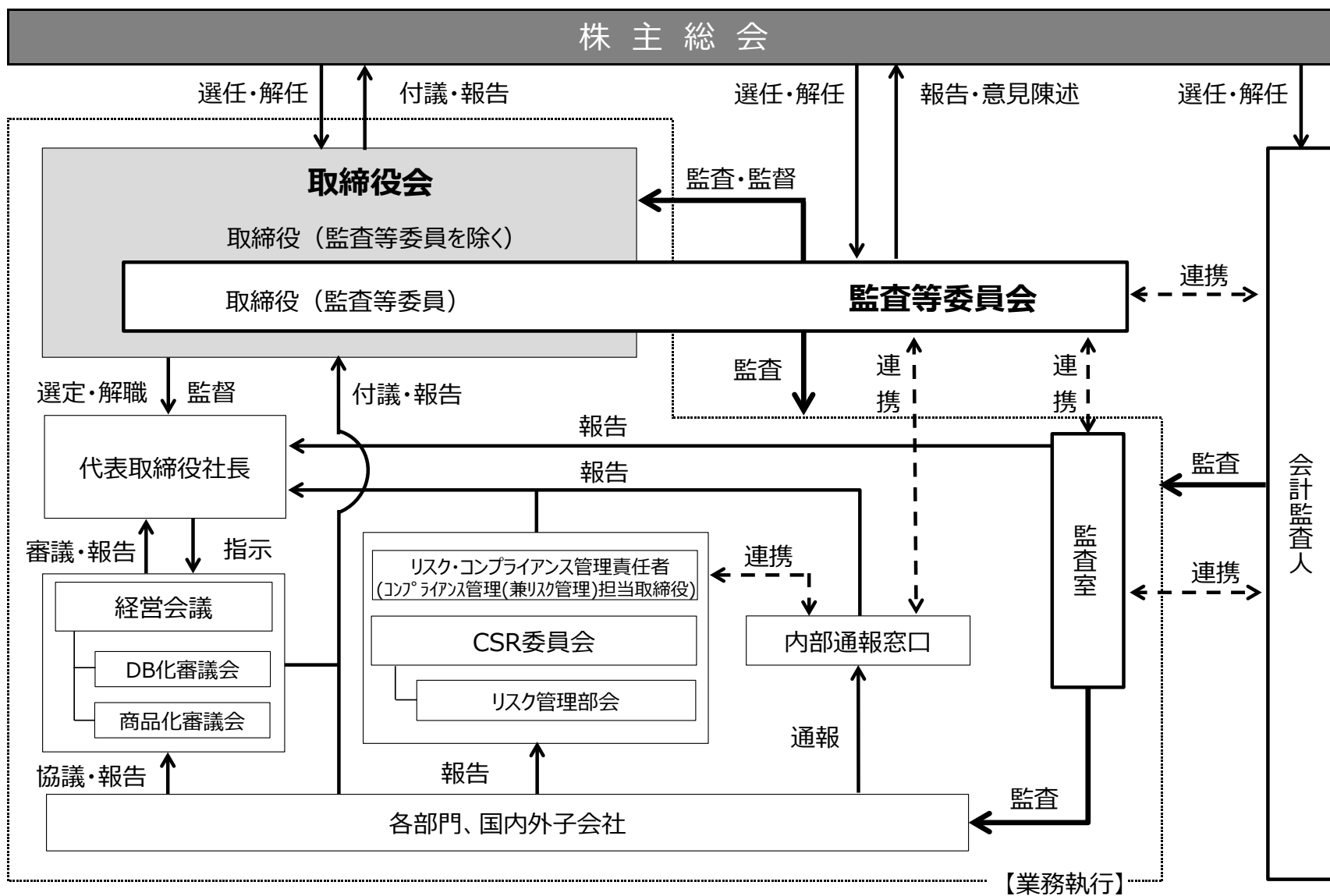
なお、これら「適時開示に係る当社の社内体制の状況」については、巻末の「会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー」のように図示されます。

(3) 適時開示に係る情報の取扱い並びにインサイダー取引の管理

当社は、重要情報の取扱いに関して「内部情報及び内部者取引管理規程」を定め、インサイダー取引の防止を徹底しております。

適時開示に係る情報についても、関係者への情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、情報開示委員会において、当該情報が未公開の重要情報に該当すると判断される場合には、当該情報が開示・公表されるまで、関係者による当該情報に係る有価証券等の売買を禁止する等必要な措置を講ずることとしております。

【参考資料】模式図



【参考資料】フロー図

